

# 教育委員会定例会議事日程

令和8年4月3日(金) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

「小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書」の公表及び再発防止の取組状況について

いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

3 審議案件

教委第1号議案 横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について

教委第2号議案 横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について

教委第3号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第4号議案 訴訟に関する臨時代理について

4 報告案件

教委報第1号 訴訟に関する臨時代理報告について

5 その他

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 3/23 予算第二特別委員会（採決）
- 3/24 本会議（第6日）予算議決、追加議案議決

### 2 市教委関係

#### （1）主な会議等

- 3/25 令和7年度 横浜市立高等学校課題探究発表会
- 3/27 学習動画アイデアコンテスト表彰式
- 3/31 学校管理職等感謝状授与式ほか
- 4/1 新規採用教職員辞令交付式
- 4/1 教育委員会事務局責任職等訓示式

#### （2）報告事項

- 「小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書」の公表及び再発防止の取組状況について
- いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

### 3 その他

「小学校における対応に係る横浜市学校保健審議会による詳細調査報告書」の公表  
及び再発防止の取組状況について

令和元年度に市立学校で発生した事案に係る、専門家による第三者調査として実施した、横浜市学校保健審議会（以下「第三者委員会」）による調査報告書を公表します。

1 事案の経過

- 令和元年度 : 個別支援学級に在籍する児童に対する課題のある対応が発生  
令和2年7月 : 教育委員会による調査を開始  
令和3年3月 : 調査を終了（報告資料作成）  
令和4年7月 : 第三者委員会において詳細調査を開始  
令和6年8月 : 詳細調査終了（報告書作成）  
報告書にある再発防止に向けた提言を受けた取組を順次実施  
令和8年1月 : 報告書の公表による当該児童の心理面での影響につき、保護者側にも強い懸念があったため、第三者委員会との面談も含めて調整し、公表についての合意成立

2 第三者委員会による詳細調査の概要

- 調査主体：横浜市学校保健審議会 学校安全部会（令和4年度第一部会）  
部会構成：委員5人（大学教授等2人、NPO法人役員1人、弁護士2人）  
開催状況：令和4年7月～令和6年7月 計13回  
調査目的：・本件に係る事実関係、背景、要因を明らかにするとともに専門的知見から見解の提示  
・再発防止に向けた提言  
調査方法：関係資料の収集と分析、関係者へのヒアリング調査

3 調査結果の概要

別紙1のとおり

4 再発防止の取組状況について

別紙2のとおり

5 詳細調査報告書

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hoken/r4-lanzen.html>  
(掲載期間 令和8年3月25日～令和9年3月24日)

お問合せ先

教育委員会事務局人権健康教育課長 (学校保健審議会に関すること)	今井 ゆき	Tel 045-671-3234
北部学校教育事務所学校教育支援課長 (事案・取組に関すること)	込江 茂久	Tel 045-944-5978
特別支援教育課長 (特別支援教育に関すること)	金井 国明	Tel 045-671-3956

令和 8 年 3 月 25 日  
横浜市学校保健審議会  
学校安全部会  
令和 4 年度第一部会

## 「詳細調査報告書」の概要

市立小学校での課題のある対応に係る詳細調査は、令和 6 年 8 月に終わりましたが、その公表による当該児童の心理面への影響については、保護者側も強い懸念を抱いていました。

そのため、慎重に調整を重ねてきましたが、このたび、公表について当該児童及び保護者と合意できましたので、調査報告書の内容を公表します。

### 1 経過

- 令和元年度 : 個別支援学級に在籍する児童に対する課題のある対応が発生  
令和 4 年 7 月 : 横浜市教育委員会（以下「市教委」）からの諮問を受け、第三者委員会において詳細調査を開始  
令和 6 年 8 月 : 詳細調査終了（報告書作成）  
令和 7 年 12 月 : 第三者委員会と当該児童の保護者が面談し、公表について、第三者委員が直接当該児童に確認することを合意  
令和 8 年 1 月 : 第三者委員と当該児童との面談で、公表の承諾を確認

### 2 事案の概要（調査において明らかになった事実関係）

- ・当該児童が落ち着かなくなった際にクールダウンする為の部屋を保護者から要望されたことを受け、当該学校は、興奮状態になった場合に他の児童と関わらずに過ごす部屋（別教室）を準備し、使用していた。
- ・当該児童は、令和元年 8 月下旬頃から度々興奮状態になった。担当教諭らが制止しようとする、頭や腕を振り回したりする様子が見られ、教諭らがあざ等のけがをすることも多かった。
- ・同年 11 月から令和 2 年 2 月までの間、少なくとも 8 回、他の児童や教員にけがをさせるおそれがあると判断した場合に、本人及び関係者の安全を確保するため、当該児童を別教室に連れて行き、後方ドアの押さえつけ、又は施錠して、落ち着くまで過ごさせる対応をとった。
- ・この対応について当該児童は精神的な苦痛を感じ、また保護者はこの対応を事後的に知ったことから、学校や市教委に対し著しい不信感を抱くに至った。

### 3 第三者委員会の見解及び所見

- ・ドアの押さえつけ・施錠等により、当該教室から出られない状態での諸対応については、当該児童及び保護者に対する説明や同意もなく、ルールが事前に明文化されていなかったこと等も踏ま

えると、不適切で課題があると認められる。

- ・調査等を通じて把握した8回のうち6回は、当該児童の人権を無視した閉じ込め行為と評価できる。
- ・その根本的な要因は、障害特性に対する理解と、合理的な配慮に基づく指導や支援等が、いずれも不十分だったことにある。またその背景には、学校内外の協力・連携が不十分だったことがある。
- ・当該児童に恐怖心を与えて精神的・心理的な負担を生じさせ、当該児童及び保護者に当該学校や市教委に対する重大な不信感を生じさせたことは、特別支援教育の専門性に対する信頼を揺るがしかねない事象である。

#### 4 再発防止に向けた提言

- (1) 提言1：学校における障害特性のある子どもへの指導・支援体制の見直しと整備
- (2) 提言2：「合理的な配慮」等の実現に向けた教職員の研修の充実
- (3) 提言3：市教委の学校に対する支援体制の強化
- (4) 提言4：教職員や保護者から特別支援教育に係る相談体制の充実

#### 【取扱に関するお願い】

本件報告書の公表については、当該児童及び保護者の同意は得ていますが、本人が特定されるようなことがあると、心理的に影響が及ぶ可能性は否定できません。情報の取り扱いについてはご配慮いただきますようお願いいたします。

令和8年3月25日  
人権健康教育課  
特別支援教育課  
北部学校教育事務所

## 「詳細調査報告書」における提言に係る再発防止の取組状況について

事案発生以降、特別な支援や配慮が必要な児童生徒の支援の強化を進めるなど、再発防止に取り組んできましたが、報告書における提言に向き合い、順次取組を強化しておりますので、現在の状況をご報告します。

- (1) **提言 1** 学校における障害特性のある子どもへの指導・支援体制の見直しと整備
  - ① 校内支援体制の充実【実施中※1】
    - ※1 事案発生後、強化、推進してきた取組
  - ② 関係機関との連携の強化【実施中】
  - ③ 学校の指導・支援体制の見直し【実施中】
  - ④ 「すべての児童生徒が安心して学校生活を送るためのガイドライン」の作成と活用【R7.4 策定済み、活用中】
- (2) **提言 2** 「合理的な配慮」等の実現に向けた教職員の研修の充実
  - ① 全ての教職員が特別支援教育を理解するための研修【R6.4～実施中】
  - ② 効果的な実践事例や対応事例の発信【実施中】
- (3) **提言 3** 市教委の学校に対する支援体制の強化
  - ① 学級経営・授業づくりのポイントを整理した資料の作成と活用【R6.10改訂～実施中】
  - ② 民間事業所等によるコンサルテーションの実施【R7.7～実施中】
  - ③ 相談体制、学校支援の周知と強化【実施中】
  - ④ 児童生徒一人ひとりに応じた支援や配慮【実施中】
  - ⑤ 指導主事による学校支援の強化【実施中】
  - ⑥ 「専門家支援チーム派遣事業」の促進【実施中】
  - ⑦ 横浜市授業改善支援センター（ハマ・アップ※2）の活用【実施中】
    - ※2 教員の授業づくりや学級づくり等を支援する教育委員会の施設
- (4) **提言 4** 教職員や保護者から特別支援教育に係る相談体制の充実
  - ① 教職員相談システムの構築【R7.6～実施中】
  - ② 相談体制の検討【検討中】
- (5) その他
  - ① 人権意識を高める教職員向けの研修【実施中】
  - ② 「自分らしく幸せに生きるためのハンドブック」の活用【実施中】

## 横浜市記者発表資料

令和8年3月30日  
教育委員会事務局 不登校支援・いじめ対策課  
北部学校教育事務所学校教育支援課

### いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

令和4年度から5年度にかけて発生した、いじめ重大事態（1件）について、報告書がまとまりましたので、お知らせします。

#### 1 調査種別・主体

いじめ重大事態調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号に該当）  
第三者の専門家（弁護士・心理士）を含む学校いじめ防止対策委員会による調査

#### 2 調査開始・終了日

調査開始 令和5年12月27日

調査終了 令和8年3月23日

ホームページ掲載URL（令和8年3月30日～令和8年9月29日）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>

#### 3 事案の概要

当該生徒（令和4年度当時中学1年生、現在進学）が、複数の同級生から長期間にわたって嫌がる言葉を言われ続けたこと等によって不登校となり、心療内科の受診等が必要となった疑いがあるとして調査した事案

##### (1) 認定されたいじめ

ア 部活動を休んだことに対し、「サボるな」と言われた。

イ SNS上で「当該生徒がインキャだと思う人？」※と、当該生徒の名誉感情を損ねる意見募集がなされた。

※「陰気なキャラクター」を略したものであり、人の性格について否定的評価を行う言葉と解釈される。

ウ 当該生徒が行ったスピーチの感想欄に、スピーチと関係ない容姿等に係るコメントを記載された。

エ 複数の同級生から嫌がる言葉を言われ続けた。

オ 当該生徒が写った写真を許可なくSNSに投稿された。

##### (2) 調査結果において指摘された主な問題点

###### ア 学校

- ・学校においていじめに関するアンケートを実施したが、その回収後の聴き取りや、事実確認を適切に実施しなかったことなどにより、いじめの認知及び組織的な対応に遅れを生じた。
- ・教職員同士や保護者とのコミュニケーションが不十分であった。
- ・登校支援アプローチプラン（現：不登校児童生徒に対する個別の教育支援計画）が作成されていなかった。外部専門家への相談も遅れた。
- ・オンライン授業実施が速やかに行えなかったなど、機動的な学習保障ができなかった。

###### イ 教育委員会事務局

- ・学校に対する助言は行っていたが、それが実現されないことについての対応が不十分であり、学習保障についても学校主導としてしまった。
- ・重大事態調査を機動的に実施できず、時間がかかる旨を過度なリスクとして説明した。

#### 4 主な再発防止の取組（全て取組中）

##### 《学校における取組》

- ・いじめの早期発見のためのアンケートの見直し（適切な対処を徹底するためのフロー作成、実施状況の点検、自由記述欄の新設など）
- ・1人1台端末を用いた「心の健康観察」を開始
- ・不登校時におけるケアや学習保障を充実強化（個別の教育支援計画に基づき、不登校児童生徒一人ひとりの状況に合わせた支援と保護者支援を充実）

##### 《教育委員会における取組》

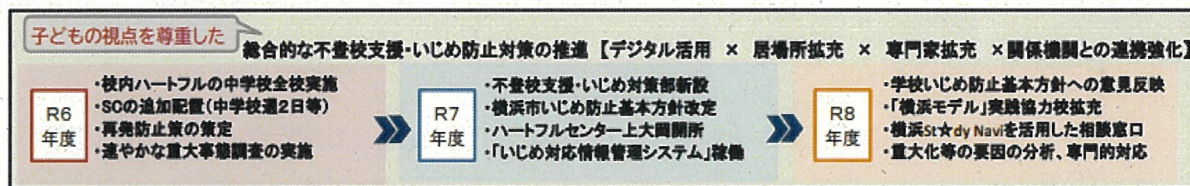
- ・心理の専門職であるスクールカウンセラー（SC）の追加配置、スクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門職の積極的活用
- ・いじめ重大事態調査への速やかな移行と、機動的な調査実施
- ・令和7年度より「不登校支援・いじめ対策部」を新設し、いじめ対応の体制を強化（事案に応じ、SSW、弁護士等を交えた特別チームを組織するなど、機動的に対応）

※本報告書による再発防止の提言のうち、組織体制に関する部分については、「不登校支援・いじめ対策部」の新設などにより一定の対応を実施済みです。

#### 【参考】不登校支援・いじめ防止に向けた総合的な対策の充実・強化

本市では、いじめの早期発見・早期対応、不登校時の支援などを強化するため、『デジタル活用』、『居場所拡充』、『専門家拡充』、『関係機関との連携強化』を柱とする不登校支援・いじめ防止に向けた総合的な対策の充実・強化を進めています。

引き続き、これらの取組を徹底するとともに、本調査により明らかになった課題を対策に反映し、一層強化を図ることで、一人ひとりの児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めていきます。



#### <参考>

##### いじめ防止対策推進法（抜粋）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する**児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた**疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する**児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めるとき。

#### お問合せ先

教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課担当課長 幸柳 康弘 Tel 045-671-3712  
 北部学校教育事務所学校教育支援課長 込江 茂久 Tel 045-944-5978

(参考)

いじめ重大事態調査の実施状況(令和8年2月末時点)

調査主体	調査中	終了
学校主体	105	58
教育委員会事務局主体	15	2
専門委員会主体	11	16
合計	131	76

教委第1号議案

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月3日提出

教育長 下田 康晴

#### 提案理由

行政手続のオンライン化を推進するため、条例等において署名、押印等を行うことを定めている手続についてのみ電子署名の付与をするように、横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等  
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
条例施行規則（平成 17 年 3 月横浜市教育委員会規則第 9 号）の一部  
を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「措置と」を「事項に係る情  
報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項  
に規定するファイルに記録することと」に改め、同項を同条第 2 項  
とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 横浜市教育委員会情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 趣旨

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号。以下「デジタル手続条例」という。）第5条では、書面等で行う処分通知等について、当該処分に係る手続の根拠となる条例等の改正をすることなく、規則で定めることにより、オンラインにより当該通知を行うことができると規定しています。この規定に基づき、現行の横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市教育委員会規則第9号。以下「デジタル手続規則」という。）第7条第2項では、オンラインで行う全ての処分通知等に電子署名を付与することとしています。

市長部局では、令和8年4月から、法令等が押印を義務付けているものを除き、行政文書における公印を省略できることとなりました。

これを踏まえて、条例等において署名、押印等を行うことを定めている手続についてのみ電子署名の付与をすることとするため、デジタル手続規則の一部を改正します。

### 2 改正概要

- (1) デジタル手続規則を根拠としてオンライン化する全ての処分通知等に対して電子署名の付与を求める規定を削除します（デジタル手続規則第7条第2項）。
- (2) (1)の規定削除に伴い、現行規定が維持されるよう文言を整理します（デジタル手続規則第7条第3項）。

### 3 施行予定日

令和8年4月15日（水）

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

#### 【参考】横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

横浜市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第6条まで省略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p><u>2 教育委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければならない。ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合において、教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第1条から第6条まで省略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録することとする。</u></p> <p>(以下省略)</p>

教委第2号議案

横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について

横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月3日提出

教育長 下田 康晴

#### 提案理由

行政手続法及び横浜市行政手続条例の改正に伴い、不利益処分に際して必要となる意見陳述手続について、名宛人が所在不明の場合であっても、公示送達をインターネット公表によって行うことができるよう、横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則（平成7年6月横浜市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中「教育委員会の事務所の掲示場に掲示する」を「第4条に定める方法に準じて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、教育委員会等の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執る」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（手続条例第15条第4項に規定する教育委員会規則で定める方法）

第4条 手続条例第15条第4項（手続条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する教育委員会規則で定める方法は、教育委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（手続条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

## 横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則 の一部改正について

### 1 趣旨

横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号。）では、不利益処分（※許可の取消し等）を行う場合は、その名宛人に対し、意見陳述手続を行うことが求められています。意見陳述手続を実施することについて、通常は書面で通知しますが、名宛人が所在不明の場合は、公示送達の手続により当該通知が到達したものとみなし、手続の進行が可能となります。

この公示送達について、行政手続法の改正により、インターネット公表によって行うことが可能となります。

市長部局では、同法と同様の対応を行うことにより、インターネット等を活用した行政を推進するとともに、権利保護に必要な意見陳述手続の実施について名宛人に届く可能性が高まるよう、関係条例等を改正するため、教育委員会においても同様に規則の一部を改正します。

### 2 条例の改正概要

#### ア 現行

公示送達の方法について、必要事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を掲示場に掲示することによって行うことができる。

#### イ 改正の内容

必要事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定めるところにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことに加え、従前の掲示場への掲示又は事務所に設置した電子計算機の画面等を閲覧できる状態に置く措置を執る旨の内容に改正されます。

### 3 規則の改正概要

(1) 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法として、本市ウェブページ等への掲載による方法となるように規定を追加します（改正後規則第4条）。

(2) 行政指導の趣旨等の公表の方法について、本市ウェブページ等への掲載に加え、従前の掲示場への掲示又は事務所に設置した電子計算機の画面等を閲覧できる状態に置く措置を執る旨の内容に規定を整理します（改正後規則第6条）。

### 4 施行予定日

令和8年5月21日（木）（改正行政手続法等の施行日と同日）

### 5 新旧対照表

別紙のとおり

【参考】横浜市行政手続条例（平成7年3月横は市条例第15号）の改正内容

	現行	改正後
15条1項	<p>市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名<del>あて</del>人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（第1号から第4号まで 省略）</p>	<p>市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名<del>宛</del>人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（第1号から第4号まで 省略）</p>
15条3項	<p>市長等は、不利益処分の名<del>あて</del>人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>市長等は、不利益処分の名<del>宛</del>人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>
15条4項	<p><u>（新設）</u></p>	<p>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名<del>宛</del>人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を<b>市長その他の執行機関の規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く</b>とともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>



(行政指導の趣旨等の公表の方法)

第5条 手続条例第36条の規定による公表は、教育委員会の事務所の掲示場に掲示することによって行うものとする。

(委任)

第6条 (本文省略)

(行政指導の趣旨等の公表の方法)

第6条 手続条例第36条の規定による公表は、第4条に定める方法に準じて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、教育委員会等の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによって行うものとする。

(委任)

第7条 (本文省略)

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。